

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 48 年 10 月から同年 12 月まで

私の国民年金保険料については、国民年金に加入当初は、A 県の実家の両親が納付してくれていたと思うが、昭和 46 年 10 月に結婚し、B 市 F 区(現在は、B 市 C 区)に転居後は、私が同区役所に出向いて手続を行い、それ以来、納付書により定期的に納付していた。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳を見ると、申立人が結婚し、B 市に転居した翌月の昭和 46 年 11 月に氏名及び住所の変更が行われており、同年 10 月 21 日付けで強制加入から任意加入へ資格が変更されていることが確認できることから、国民年金に関する手続が適切に行われていたことがうかがえる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ 15 か月間及び 3 か月間と比較的短期間である上、前後の期間は国民年金保険料を納付済みであり、未納とされている期間は申立期間のみである。

さらに、申立人は、申立期間①直前の昭和 46 年度の国民年金保険料は全て納付済みであるところ、同年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和 46 年 10 月以前の期間は、転居前の A 県 D 市(現在は、E 市)の検認印が確認できるが、同年 11 月以降の期間については、転居後の B 市 F 区も 48 年 3 月まで印紙検認方式であるにもかかわらず検認印が見当たらない。これについて、B 市では、被保険者が希望する場合には納付書による取扱いが行われていたことが同市の広報紙等により確認できることを踏まえると、転居後は納付書により保険料を納付していたとする申立内容は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年1月まで

私が平成8年8月に会社を退職し、次の会社に再就職した頃、夫婦でA市役所に出向いて妻と一緒に国民年金への切替手続きを行い、後日、同市役所内の銀行で夫婦二人分の国民年金保険料として10数万円を納付したことを覚えている。

申立期間は、妻だけが納付済みであり、私に納付記録が無いことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に国民年金への切替手続きを行ったとするその妻のオンライン記録によると、申立期間直後の平成9年2月に第3号被保険者に係る資格の喪失処理が行われていることから、申立人が再就職した頃に第1号被保険者への切替手続きが行われたものと推定され、時期において申立内容と一致するとともに、申立人の妻の申立期間における国民年金保険料は納付済みである。

また、A市では、申立人の妻に係る第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きに際し、申立人について国民年金への加入手続きを指導していたことが確認されているほか、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料額は、申立人が記憶する納付金額とおおむね一致している。

さらに、申立期間後の平成12年3月の1か月間については、申立人及びその妻共に第1号被保険者への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付しており、妻は、納付を必要とする期間は全て保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から同年12月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

妻は、年金は将来必要であると考えていたので、夫婦で国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたが、私が事故で入院したことで生活が苦しくなり、市役所に相談して保険料の納付を免除してもらったことがある。

しかし、妻は、その後は市役所に言われるままに国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、その特殊台帳によると、国民年金被保険者期間全体を通じて未納期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付するとともに、免除期間の保険料を追納していることが随所に確認できる上、未納とされている期間はそれぞれの申立期間①及び②のみであることから、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の年金制度に対する関心の高さ及び未納解消の努力がうかがえる。

また、申立人のオンライン記録によると、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料を現年度納付し、その後60歳以上の任意加入制度に加入していないことから、この時点で申立人は、年金受給資格期間を満たしているものと認識していたとみるのが自然であるところ、65歳以上の高齢任意加入制度が導入された平成7年4月から同年7月までの4か月の保険料を納付することにより、申立人の年金受給資格期間である22年(264か月)を初めて確保したものとされていたことから、当時、市役所と社会保険事務所(当時)の

間において、申立人の納付記録に不一致があった可能性が考えられる。

そこで、申立期間①についてみると、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では国民年金保険料の未納期間とされているが、市役所の被保険者名簿においては、昭和 45 年 1 月 27 日に現年度納付したことを示すゴム印が確認できることから、保険料を納付していたことは明らかである。

また、申立期間②は 3 か月間と短期間である上、前後の期間は過年度により国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、当該期間の保険料については、過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年12月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、年金は将来必要であると考えていたので、夫婦で国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたが、夫が事故で入院したことで生活が苦しくなり、市役所に相談して保険料の納付を免除してもらったことがある。

しかし、私は、その後は市役所に言われるままに国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、その特殊台帳によると、国民年金被保険者期間全体を通じて未納期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付するとともに、免除期間の保険料を追納していることが随所に確認できる上、未納とされている期間は、それぞれの申立期間①及び②のみであることから、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の年金制度に対する関心の高さ及び未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間①について、申立人の夫の当該期間における国民年金保険料は昭和55年6月に特例納付しており、申立人の年金制度に対する関心の高さ及び未納解消の努力を踏まえると、9か月間と短期間である申立人の当該期間の保険料についても、同様に特例納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②は3か月間と短期間である上、前後の期間は過年度により国民年金保険料を納付済みであることから、当該期間の保険料については、過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで
私が昭和51年6月に結婚してA市に転居するまで、B県の実家の母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。
結婚後は、納付を始めた時期は定かではないが、夫が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間は夫が保険料を納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

結婚後における申立人及びその夫の納付状況をみると、共に申立期間直後の昭和54年4月から現年度納付を開始し、現在まで国民年金保険料を完納していることから、申立人の保険料を一緒に納付してくれていたとするその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録により納付日が確認できる昭和60年2月以降は、申立人が一時的に住民票を実家のB県に異動していたとする時期を除き、申立人及びその夫の納付日が同一であることから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の夫の申立期間における国民年金保険料については過年度納付されていることが確認できる。

さらに、特殊台帳を見ると、申立人及びその夫に、申立期間の属する昭和53年度の未納期間に対して納付催告を行ったことを示すゴム印が確認できることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の夫が納付催告を受け、6か月間と短期間である申立期間について、夫自身の国民年金保険料のみを過年度納付して、申立人の保険料を一緒に納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、昭和49年4月に結婚するまで実家の親が納付してくれていたが、結婚後は、妻も国民年金に加入し、それ以来、妻が夫婦二人分の保険料を区役所内の銀行窓口で納付してくれていた。

申立期間は妻が納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和50年1月に国民年金保険料の納付を開始して以降、60歳期間満了までの約32年間にわたり、申立期間以外は保険料を全て現年度納付している。

また、申立期間は3か月間と短期間である上、前後の期間は納付済みであり、当時は店の経営も順調であったとしていることなどを踏まえると、納付を開始した直後の申立期間の国民年金保険料を納付しない理由は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻については、申立期間を含む昭和50年1月から51年3月までの期間について、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月14日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている上、60歳期間満了までのその後の期間についても、保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から52年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和49年2月にA社を退職後、B社に入社したが個人経営で厚生年金保険には加入していなかったため、自身でC市役所に行き、国民年金の加入手続をした。

当時、私は収入が少なく、自身で国民年金保険料の納付が困難であったので、母が、申立期間①の保険料の納付をしてくれた。母は、現在高齢で、私の保険料の納付方法及び保険料額についてよく覚えていないが、「保険料を納付している時は、経済的にしんどかったが、子供のために納付したことを覚えている。」と言っている。

申立期間②の国民年金保険料は、結婚する昭和56年1月までは、住民登録は実家の住所のままにしていたので、私又は母のどちらかが納付していたと思う。

継続して国民年金保険料を納付しているはずなので、3か月だけ未納にされているのはおかしい。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳が昭和49年8月2日に発行されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと推定できる。加入手続時点において、申立期間②の国民年金保険料は、現年度納付が可能である。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間②の前後の期間の国民

年金保険料は現年度納付されていることが確認できる。また、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を、同年 10 月に過年度納付していることが確認できるが、当該過年度納付の時点において、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であることから、先に時効の成立する申立期間②の保険料を納付しないまま後の期間の保険料を納付することは不自然である。したがって、申立期間②の保険料は、納付済みであったと考える余地がある。

さらに、申立期間②は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間②の前後で住所変更はしておらず、昭和 52 年 5 月からは自身で商売を始めたが、国民年金保険料を支払えないような状況にはなく、申立人の母親の生活状況も特段の変化はなかったと陳述している。これらを総合すると、申立期間②の国民年金保険料については現年度納付されていたと考えるのが自然である。

次に、申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和 49 年度以降の欄には、印紙検認欄に検認印が押されていないことが確認できる。このことについて、C 市では、「昭和 46 年度以降の国民年金保険料の収納方法は納付書方式であったが、49 年度までは、市で国民年金手帳を預かり、現年度保険料の検認印を押していた。」と回答していることから、申立期間①のうち、昭和 49 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は現年度納付されていなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担当した申立人の母親も高齢のため、申立期間①の保険料の納付方法及び過年度納付等について、当時の記憶は定かでなく、保険料の納付をうかがわせる事情を酌み取ることができなかった。

さらに、申立期間①は、37 か月と長期間であり、このような長期間にわたって、同一市町村において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 5869 (事案 4499 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 49 年秋頃に母親と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、その時に窓口でもらった納付書で、その日のうちに同年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を銀行で現年度納付したと申し立てたが、認められないとする通知が来た。

しかし、前回私は、国民年金の加入手続き時期について、加入手続きと同日に納付した際に金融機関からもらった薄い 2 枚の領収書は、今持っている昭和 50 年度の領収書と同じ 3 か月ごとの領収書と思っていたので、納付した期間は昭和 50 年 4 月より前の 6 か月であると考え、加入手続きした時期は 49 年秋頃と年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、前回の申立ての際に説明を聞くなどしているうちに、同年春頃だったことを思い出した。

また、その後、私と一緒に加入手続きを行った同居の母親に係る年金手帳と領収書 2 枚 (縦長と横長) とメモが見つかったことから、私は、加入手続き時に国民年金保険料を遡って納付できると聞いて納付書をもって、金融機関で保険料を納付し、母親が持っているのと同じような横長の領収書を 2 枚もらったこと、及び昭和 48 年頃から妹が入院し、大変な時期だったので 49 年 4 月以降、保険料は納付できなかったかもしれないなど思い出した。再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立人は、昭和 49 年秋頃に申立人の母親と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、その時に窓口でもらった納付書で、その日のうちに同年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を銀行で現年度納付したと

申し立てていたが、i) 申立人の加入手続は、その母親の任意加入被保険者の資格取得日から、49年3月に行われたと推認でき、同年秋頃に加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しないこと、ii) 加入手続時に、前回の申立期間の納付書を窓口でもらうことは不自然であること、iii) 昭和49年度の納付書交付の記憶は定かではないこと、iv) 保険料納付をうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、今回申立人は、新たに、一緒に加入手続を行った申立人の母親が所持していた年金手帳、領収書2枚（縦長と横長）及びこれらとともにA市から渡されたと思われるメモが見つかったことから、加入手続時期は昭和49年春頃だったこと、加入手続時に納付書の発行を受け金融機関で国民年金保険料を遡って納付し、申立人の母親が所持していたものと同じような横長の領収書をもらったことを明確に思い出したとして、これらの資料を提示するとともに、申立期間を変更して再度申し立てている。

そこで、申立人のA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和49年3月に加入手続を行っている申立人について、加入手続以前の国民年金被保険者資格の得喪に係る記載が確認できることから、加入手続時点において、A市では、加入手続以前の資格の得喪状況を把握し、申立期間を強制加入期間と認識していたものと考えられる上、同市によると、当時、窓口において過年度保険料を収納する国庫金納付書を発行していたとしていることを踏まえると、申立期間について過年度納付書が発行されたとしても不自然ではない。

また、申立人は、今回、加入手続時に国民年金保険料を遡って納付できると聞いて納付し、その際、申立人の母親が所持していた2種類の納付書のうち、横長の様式の領収書をもらったことを明確に思い出したとしているところ、当該領収書の様式は過年度納付を行う際に使用される当時の国庫金納付書の様式と一致しており、申立内容の信ぴょう性は高い。

さらに、申立人は再申立てに当たって、申立人の母親の領収書を見て納付した期間を思い出したとして、前回の申立期間及び加入手続時期を変更しているが、申立人は、前回の申立時から加入手続日に納付書の発行を受け、金融機関で国民年金保険料を納付し領収書をもらったと一貫して主張していることを踏まえると、今回の申立内容に特に不自然さは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 10 月に結婚した後、実家の母親から強く勧められたことから、夫と一緒に国民年金に加入した。加入後は女性の集金人に夫の分と一緒に国民年金保険料を定期的に納付していたと思う。

古い年金手帳及び領収書は処分してしまったが、国民年金保険料をいつも夫の分と一緒に納付していたのは間違いないので、申立期間について、夫は納付済みであるのに、私だけが未納とされているのは納付できない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間直後の昭和 44 年 4 月以降、60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまで国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 12 月にその夫と連番で払い出されている上、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の国民年金への加入届出日は、いずれも同年 10 月 21 日と記載されていることが確認できることから、この頃に申立人及びその夫の加入手続が同時に行われたものと推認され、この時点において、申立期間については過年度納付が可能な期間となる。

さらに、申立人は、国民年金保険料はいつも申立人の夫の分と一緒に納付していたとし、その夫も、婚姻後は保険料の納付を申立人に任せており、夫自身で保険料を納付したことは一切ないとしているところ、申立人の夫に係

るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料が婚姻後の昭和44年11月18日に一括で過年度納付されていることが確認できることから、申立人には、その夫に係る過年度納付を含め、申立期間について申立人自身の過年度納付を行ったという明確な記憶はないものの、納付意識の高い申立人が、その夫と同時に加入手続を行った上、その約1か月後に申立期間に係る12か月分の保険料を申立人の夫の保険料と一緒に過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和39年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母が、自宅に来ていた集金人に行い、国民年金手帳に100円札を何枚か添えて、私の国民年金保険料を納付してくれていたのをいつも横で見ている。

平成15年9月10日にA市役所から受け取った「年金受給の通知」には、15か月間の未納期間があったが、後日、昭和36年4月から同年9月までの6か月について、国民年金手帳に領収証書が貼ってあったことから、納付を認めてもらったが、申立期間の9か月間は未納のままである。

母はきっちりした性格であり、国民年金保険料を未納のまま放置しているとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、37年8月24日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間①の国民年金保険料については、過年度納付することが可能であり、また、申立期間②の保険料については、現年度納付及び過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人は、昭和36年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、当時、保険料の納付を担っていたとする申立人の母親の納付意識

の高さがうかがえる上、申立期間①は6か月、申立期間②は3か月と、いずれも短期間である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間①直前の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、当初未納とされていたものの、申立人が当該期間に係る過年度領収証書を所持していたことから、平成15年10月21日になって納付済みと記録が訂正されており、当時の保険料の収納及び記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、i) 申立人の母親が、集金人から渡された納付書により納付したこと、ii) 申立人自身が所持している国民年金手帳の昭和36年度の検認記録欄には、当初、領収証書が2枚重ねて貼付されていたことについて、具体的に記憶しているところ、上記のとおり、当該期間直前の昭和36年4月から同年9月までの保険料については、38年7月25日付けで過年度納付したことを示す領収証書が残されていることを勘案すると、申立人の陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

これらのことを踏まえると、申立人の母親が、同様に過年度納付が可能な当該期間の国民年金保険料について、未納のまま放置したとするのは不自然である。

一方、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、よく覚えておらず、申立人の母親が集金人に何らかの方法で納付していたはずであるとしている。

そこで、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、i) 当該期間については検認印が認められず、当該年度（昭和38年度）の印紙検認台紙が昭和39年7月20日付けで、割印の上、切り取られていること、ii) 次年度である同年4月から同年6月までの国民年金保険料については、前年度分の印紙検認台紙を切り取った際の割印の日付と同日である同年7月20日に納付していることが確認できる。

したがって、当時、集金人は、昭和39年7月20日に、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を収納するとともに、前年度分の印紙検認台紙を切り取ったと考えられるところ、その時点においては、当該期間の保険料は過年度納付が可能であり、また、当時、A市においては、市役所の集金人が過年度保険料に係る納付書を携帯していたとする事例が確認できることから、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、当該期間の保険料についても、申立期間①と同様に、集金人から渡された納付書により過年度納付した可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は18年2月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から18年2月16日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時の給与支給明細書等を保管しており、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成17年6月1日と記録されていたところ、事業実態が確認できないことを理由に18年3月2日付けで、遡及して適用の取消処理が行われていることが確認できる。また、申立人の同社における資格取得日は17年6月16日、資格喪失日は18年2月16日と記録されていたところ、当該適用の取消処理に伴って、申立人を含む同社に勤務する全ての従業員（131人）が、遡及して被保険者資格を取り消されていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給与明細書により、申立期間の給与の支給及び厚生年金保険料等の控除が確認できる上、元従業員の陳述からも、A社に事業実態がなかったとは考え難い。

また、A社に係る滞納処分票において、同社が厚生年金保険料を滞納してい

たことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと判断される所、社会保険事務所（当時）が、事業実態がなかったとして遡及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は18年2月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取消処理前の申立人のA社に係るオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和55年2月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月23日から55年2月23日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、勤務形態及び仕事内容に変化はなく、申立期間も継続して同社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたこと、及び同社を昭和55年2月22日に離職したことが認められる。

また、昭和54年4月21日付け社会保険庁年金部長通知（都道府県知事宛て）に基づき、事業主は、同年8月1日において現に使用する被保険者について、片仮名により振り仮名を付した被保険者の氏名等を記載した届書を提出することとされたところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年8月1日以前に被保険者資格を喪失した記録となっている者のうち、氏名の上部に片仮名による振り仮名が付された者は申立人のみである上、同日以降に被保険者資格を喪失している者の氏名には片仮名による振り仮名が付されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和53年3月から54年4月までに被保険者資格を取得している元従業員34人のうち、同年8月1日付けで被保険者資格の取得年月日を訂正されている者は申立人を含め17人確認できると

ころ、同年7月16日に資格を喪失した元従業員については取得日の訂正がなされているが、それ以前に被保険者資格を喪失した元従業員で取得日の訂正がなされているのは申立人のみである上、オンライン記録における申立人の資格喪失日（昭和54年2月23日）と当該元従業員の資格喪失日との間に被保険者資格を喪失している元従業員2人については取得日の訂正がなされていない。

これらの記録を前提とすると、申立人が昭和54年2月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和55年2月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年1月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から46年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間の前後において最高等級で推移しているところ、申立期間のみが、前後の年に比べて約4分の1以下の月額に下がっており、不自然な記録となっている。

また、A社提出の賃金台帳を見ると、申立人の厚生年金保険料控除額は3,100円と記載されていることから、申立期間当時、事業主は申立人の標準報酬月額を10万円と認識し、申立人から当該標準報酬月額に基づく保険料を控除していたことが確認できる。

さらに、昭和45年10月1日に定時決定された標準報酬月額2万6,000円は、報酬月額が2万5,000円以上2万7,000円未満の場合に該当する月額であるが、前述の賃金台帳を見ると、算定の基礎となった申立人の同年5月から同年7月までの報酬月額は25万円であったことから、社会保険事務所が当該月額を一桁見誤り、2万5,000円と誤認したとすれば、前述の標準報酬月額2万6,000円となるところ、年金事務所は、「定時決定の届出において、申立人の報酬が25万円であるところ、一桁誤って標準報酬月額の決定を行ったことがうかがえる。」旨回答している。

加えて、A社の申立期間当時の担当者は、「申立期間に申立人の報酬が下がったことはない。」旨陳述しており、同社の他の従業員の標準報酬月額が大幅に下がった記録は見当たらないことから、申立人の標準報酬月額を2万6,000円とする旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を10万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、上記訂正後の平成7年8月1日から同年9月14日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年9月14日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までは47万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年9月14日）の後の8年3月4日付けで、5年12月1日に遡及して28万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、元従業員3人についても、申立人と同日に

標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、元従業員の一人は、「社会保険事務所に健康保険の相談に行った時に、担当者から、A社には2か月ないし3か月分の社会保険料の滞納があると聞いた。」旨陳述している。

一方、商業登記の記録により、申立人は、申立期間にA社の取締役であったことが認められるが、申立人は、「申立期間当時、社会保険事務には関与していなかった。」としているところ、前述の元従業員の一人も、申立人について、申立人と同内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、平成8年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、5年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年8月1日から同年9月14日までの期間について、A社の給料台帳により、申立人は、当該期間において、56万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同年8月の標準報酬月額を56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成10年4月21日から同年5月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の、申立期間のうち、平成10年5月21日から13年6月30日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、10年5月から11年11月までは20万円、同年12月から12年7月までは11万円、同年8月から13年5月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間のうち、平成13年6月30日から同年7月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月21日から同年5月21日まで
② 平成10年5月21日から13年6月30日まで
③ 平成13年6月30日から同年7月23日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。同社に

は、当該期間も継続して勤務していた。

また、申立期間②については、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。

給与明細書等を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録並びに申立人提出の退職証明書及び平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の特別徴収税額の通知書の社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年8月及び同年12月から13年5月までの期間は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年9月から同年11月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持していないものの、前後の期間の給与明細書の保険料が同額であり、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、同年9月から同年11月までは20万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成10年5月から12年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の平成11年分及び12年分の

源泉徴収票並びに平成 11 年度市民税・県民税の特別徴収税額通知書の「社会保険料」及び元同僚提出の給与明細書により推認できる厚生年金保険料額から、10 年 5 月から 11 年 11 月までは 20 万円、同年 12 月から 12 年 7 月までは 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも多く控除したことはあるが、当時の資料が無く不明であるとしているものの、前述の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録並びに申立人提出の退職証明書及び給与明細書から、申立人が申立期間も A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和45年9月を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和45年9月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月4日から48年12月21日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間のうち、昭和45年4月から48年12月までの給与支給額及び保険料控除額が確認できる給料明細書を提出するので、標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和45年9月を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年4月から同年8月までの期間及び同年10月から48年11月までの期間については、申立人提出の給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に一致している又は同月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和41年3月から45年3月までの期間については、申立人は給料明細書を保管しておらず、A社も申立期間当時の保険料控除額等が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないとしていることから、申立人の保険料控除額等を確認することはできない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月5日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細書により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の部課別給与支給・控除一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書等の保険料控除額から、56万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述の賞与明細書等で確認できる賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月5日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 5 日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細書により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の部課別給与支給・控除一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書等の保険料控除額から、31万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述の賞与明細書等で確認できる賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月5日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を36万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月5日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が、実際に支給された賞与額より低く記録されていることが分かった。賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の部課別給与支給・控除一覧表から、申立人が、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書等の保険料控除額から、36万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述の賞与明細書等で確認できる賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月5日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年12月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から12年4月26日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の報酬はおよそ60万円であったので、標準報酬月額の記録を59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年12月1日から11年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額が、当初、上限額である59万円と記録されていたところ、10年10月12日付けで、9年12月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の5人の役員についても、申立人と同日付けで、平成8年10月1日に遡り、申立期間を含む同年10月1日から11年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票及び「厚生年金保険特別会計 債権消滅 不納欠損 決議書（平成21年3月23日起案）」を見ると、同社が、少なくとも申立期間を含む平成4年4月から同社が適用事業所ではなくなる前の16年6月までの期間を通じて、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記の記録によれば、標準報酬月額の遡及訂正が行われた平成10年10月当時、申立人はA社の取締役であったが、申立人は、「私は、役員会に出席したことも法人の意思決定に携わったこともない。」と陳述してい

るところ、他の複数の元役員も「申立人は社会保険事務に関与していなかった。」旨の陳述をしていることに加え、前述の滞納処分票の記録に申立人の名前の記載は無く、ほかに、申立人が、遡及訂正当時に同社の社会保険事務に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人について、平成9年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年4月26日までの期間については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

また、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人がA社を退職後に雇用保険の基本手当を受給した際、当該基本手当に係る離職時賃金日額が2万円とされていることが確認でき、これによると、申立人は、当該期間の大部分に当たる離職日前180日間において、1か月あたり60万円程度の給与を同社から支給されていたことになる。しかし、申立人提出の金融機関口座の通帳を見ると、申立人については、当該期間に同社から、振込金額及び入金時期のいずれも不規則に、6回にわたって総額180万円余りの入金があったという記録が確認できるのみであり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の詳細は不明である。

さらに、回答のあった元役員の一は、「決められた給与を毎月支給されていたわけではなかったし、給与から控除された保険料の額も分からない。」と陳述している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月30日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和22年9月3日に入社してから31年5月16日にC社に転勤するまで、継続してA社F営業所で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の陳述、A社提出の被保険者資格喪失届の控え及び同社の社歴から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和23年3月30日にA社B営業所からD社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、D社E営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことから、申立人は、申立期間については、A社B営業所において厚生年金保険被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和23年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当時の資料を保管しておらず不明としているものの、前述のA社が保管する被保険者資格喪失届の控えにおける申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録どおりの昭和23年3月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年5月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、8年5月から同年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成13年1月、同年2月及び15年8月から同年10月までの期間は10万4,000円、同年11月及び同年12月は11万円、16年1月から同年12月までは10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から17年5月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成8年5月1日から17年5月1日までの標準報酬月額（オンライン記録では9万8,000円）が、実際の給与支給額に比べて低く記録されている。

申立期間の一部について、当時の給料支払明細書及び源泉徴収票が残っているので、調査の上、標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年5月から10年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年5月から同年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは38万円と記録されていたところ、9年9月9日付けで、8年5月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表取締役に係る標準報酬月額についても平成9年9月9日付けで、8年5月1日に遡及して減額訂正処理が行われていることが確認できるほか、申立人以外の4人の従業員は、いずれも同日付けで、9年8月28日に処理されていた同年10月1日の定時決定の記録が取り消されている一方、同年9月1日付けで随時改定されたことにより、それぞれの標準報酬月額が訂正されているなど、不自然な処理が行われている。

なお、A社に係る滞納処分票等は管轄年金事務所に保存されていないため、申立期間当時の同社における保険料滞納状況を確認することができないものの、申立人は、「A社の経営状況は、平成8年頃から芳しくなかった。」と陳述している。

一方、申立人は、A社の商業登記簿によると、平成元年10月20日から15年10月28日までの期間において、同社の取締役就任していたことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人はB職として働いており、社会保険事務等に関与していなかった。」と陳述しているほか、当時、同社からの委託を受けていた会計事務所の担当者からは、「申立人はB職であったので、給与計算及び社会保険事務に関与することはなかったと思う。そのような業務は、同社の代表取締役が元妻と共に取り仕切っていた。」との陳述が得られたところ、申立人自身も「名目上はA社の取締役であったが、同社の経営に参画しておらず、社会保険事務にも関与していなかった。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年9月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、8年5月1日に遡って申立人の標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間のうち、同年5月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8年5月から同年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、平成10年10月1日の定時決定で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月、同年2月及び15年8月から16年12月までの期間に係る標準報酬月額については、A社提出の源泉徴収簿及び申立人提出の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、13年1

月、同年2月及び15年8月から同年10月までの期間は10万4,000円、同年11月及び同年12月は11万円、16年1月から同年12月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立期間のうち、平成13年1月、同年2月及び15年8月から16年12月までの期間について、上記の源泉徴収簿及び源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収簿及び源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月から11年12月までの期間について、申立人及びA社からは、当該期間に係る源泉徴収票及び源泉徴収簿等の保険料控除額を確認できる資料の提出は得られず、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間のうち、平成12年1月から同年12月までの期間、13年3月から15年7月までの期間及び17年1月から同年4月までの期間については、前述の源泉徴収簿を見ると、当該期間における給与支給額はオンライン記録を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、各月ともオンライン記録と一致している。

さらに、当該期間及び上記の平成10年10月から11年12月までの期間について、オンライン記録を見ても、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間のうち、平成10年10月から12年12月までの期間、13年3月から15年7月までの期間及び17年1月から同年4月までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年10月から12年12月までの期間、13年3月から15年7月までの期間及び17年1月から同年4月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を75万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A社から平成20年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが、同社提出の賞与賃金台帳において確認できる。

しかし、年金事務所における当該標準賞与額の記録は、年金給付に反映されないものとされているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与賃金台帳により、申立人は、平成20年12月25日に支給された賞与から、75万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を75万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A社から平成20年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが、同社提出の賞与賃金台帳において確認できる。

しかし、年金事務所における当該標準賞与額の記録は、年金給付に反映されないものとされているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与賃金台帳により、申立人は、平成20年12月25日に支給された賞与から、75万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月16日から48年10月23日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることを、ねんきん特別便により知った。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から10日後の昭和48年11月2日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には、申立期間の前に脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている4回の被保険者期間があり、このことについて申立人は、「最初に勤務したB社では各種事務を担当しており、自身の社会保険の資格取得届も自身で提出したことを覚えている。以後勤務したC社でも、厚生年金保険に加入していたことを当時から知っていた。私が脱退手当金を請求したのであるならば、過去の全ての被保険者期間を請求するはずである。」と陳述している上、未請求となっている被保険者期間が合計で5年2か月にも及ぶことを踏まえると、申立人が、これら4回の被保険者期間をいずれも失念して請求するとは考え難い。

また、申立人は、「定年まで一生働くつもりだった。」と陳述しているところ、脱退手当金の支給決定日から約5か月後の昭和49年4月3日に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得している上、それ以降も被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはな

く、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員13人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が有るのは申立人のみである上、同社で申立期間後に総務を担当していたとする者は、「退職する従業員が脱退手当金を受給する場合でも、手続は自身で行うように指導しており、A社が代理で請求手続をすることはなかった。申立期間当時も同じ取扱いであったと思う。」と陳述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月31日に、資格喪失日に係る記録を42年9月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41年5月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から42年8月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から42年9月9日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる者16人に照会したところ、6人から回答があり、このうち5人(申立人と同じ業務に従事していたとする者3人及び社会保険事務を担当していたとする者1人を含む。)は、「申立期間当時、A社では、全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と陳述している。

さらに、回答の有った6人について、同人たちが記憶している自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間を比較したところ、いずれの者も両期間は一致している。

加えて、申立人及び複数の同僚の陳述から、申立期間当時のA社の従業員数は80人ぐらいであったと考えられるところ、前述の被保険者名簿により確認できる申立期間当時の被保険者数も80人ほどである上、申立人が名前を挙げ

ている5人の同僚全員について当該被保険者名簿でその加入記録が確認できることから、申立期間当時、同社では、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和41年5月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から42年8月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月から42年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日は28年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月1日から28年9月1日まで

私の夫は、昭和26年4月1日から28年8月31日までの期間、A社にB職として勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、26年4月1日に被保険者資格を取得した記録は有るものの、資格喪失日が不明であるため、年金額には反映できない旨の回答を受けた。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記の記録から、申立人が申立期間に同社のB職であったことが確認できる上、申立人の妻が、自身も申立期間に申立人のC職として同社に勤務していたとして、申立人の勤務内容及び退職時期について具体的に陳述していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立人と氏名及び生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていないA社における被保険者記録(資格取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日の記載は無い。)が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記旧台帳の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日は28年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記旧台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、同社を昭和56年3月31日付けで退職しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元経理担当者が提出した同社作成の社会保険被保険者台帳を見ると、申立人の退職日は昭和56年3月31日となっており、同経理担当者も、「申立人は、3月31日まで在籍していたと思われる。」と陳述していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上述の社会保険被保険者台帳を見ると、申立人の記載があるページの被保険者32人のうち、申立人を含む7人に退職日の記載があるところ、当該7人のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人を除く6人が退職日の翌日であるのに対し、申立人だけが退職日と同日であることが確認できる。これについて上述の経理担当者は、「当社では通常、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は退職日の翌日である。申立人については、申立期間当時の事務担当者が、申立人の退職に係る事務手続を誤った可能性がある。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について、当該経理担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等、保険料控除を確認できる資料は無いが、控除方式は当月控除であったため、翌月の4月10日に支払われた退職月の給与から、通常どおり申立期間に係る1か月の保険料を控除した可能性がある。」と陳述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 4 日から 33 年 4 月 20 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。申立期間は自宅近くの同社に勤務していたが、事業譲渡に伴い昭和 33 年 4 月から同業種のB社に異動させられたところ、自宅から遠くなり通勤が困難であったことから 34 年 5 月に退社し、すぐに就職活動を始め、C社に再就職したので、脱退手当金を受給する理由はなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における被保険者期間に係る脱退手当金は、同社に係る資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 34 年 7 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後にあり、脱退手当金支給決定の約 2 か月前まで勤務していたB社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、A社からB社へ異動となった理由、及び同社を退職した理由について、現在でも詳細に記憶していることを踏まえると、裁定請求時において、申立人が同社における被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、A社及びB社は、同一の記号番号で管理されていたにもかかわらず、B社に係る被保険者期間については脱退手当金の算定の基礎とされておらず、支給もされていないことは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 15 日から 34 年 12 月 20 日まで
日本年金機構より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、最初に勤務したA社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。
しかし、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和35年7月21日に支給決定されている。

しかしながら、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後のC社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は、「申立期間の事業所を退職する際には、次の就職は決まっており、結婚するまでの期間は働く意思があった。」旨陳述しているところ、申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間は約2か月と短期間であるとともに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和35年7月21日から約4か月後には、再び申立期間と同じ事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはなく、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当

金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が2回確認できるところ、当該回答済の表示のうち、昭和35年3月21日において、申立人は、厚生年金保険の被保険者であることなどから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録自体に疑義がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 21 日から 36 年 7 月 12 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。
しかし、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 38 年 5 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 4 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 5 回の被保険者期間のうち、4 回の被保険者期間の全てを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年6月26日は13万2,000円、同年12月26日は19万8,000円、19年6月26日は13万4,000円、同年12月26日は20万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月26日
② 平成18年12月26日
③ 平成19年6月26日
④ 平成19年12月26日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書及びA社提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書及び賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成18年6月26日は13万2,000円、同年12月26日は19万8,000円、19年6月26日は13万4,000円、同年12月26日は20万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該賞

与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年6月26日、同年12月26日、19年6月26日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月23日、同年7月24日、同年12月24日、16年4月23日、同年7月21日、同年12月22日、17年4月25日、同年7月25日、同年12月21日、18年4月25日、同年7月25日、同年12月21日、19年4月25日、同年7月25日、同年12月21日及び20年4月24日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年4月23日は66万8,000円、同年7月24日は38万7,000円、同年12月24日は67万9,000円、16年4月23日は83万6,000円、同年7月21日は42万2,000円、同年12月22日は80万8,000円、17年4月25日は100万2,000円、同年7月25日は46万1,000円、同年12月21日は88万2,000円、18年4月25日は108万6,000円、同年7月25日は48万8,000円、同年12月21日は92万4,000円、19年4月25日は110万9,000円、同年7月25日は50万円、同年12月21日は95万8,000円、20年4月24日は111万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年7月25日及び同年12月25日に支給された賞与において、同年7月25日は53万円、同年12月25日は98万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年7月25日は53万円、同年12月25日は98万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月23日
② 平成15年7月24日
③ 平成15年12月24日
④ 平成16年4月23日
⑤ 平成16年7月21日

- ⑥ 平成 16 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成 17 年 4 月 25 日
- ⑧ 平成 17 年 7 月 25 日
- ⑨ 平成 17 年 12 月 21 日
- ⑩ 平成 18 年 4 月 25 日
- ⑪ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑫ 平成 18 年 12 月 21 日
- ⑬ 平成 19 年 4 月 25 日
- ⑭ 平成 19 年 7 月 25 日
- ⑮ 平成 19 年 12 月 21 日
- ⑯ 平成 20 年 4 月 24 日
- ⑰ 平成 20 年 7 月 25 日
- ⑱ 平成 20 年 12 月 25 日

年金事務所に厚生年金保険の標準賞与額について照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、A社に勤務していた平成 15 年から 20 年までの期間について、毎年 4 月、7 月及び 12 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが賞与支払明細書から確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 23 日、同年 7 月 24 日、同年 12 月 24 日、16 年 4 月 23 日、同年 7 月 21 日、同年 12 月 22 日、17 年 4 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 21 日、18 年 4 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 21 日、19 年 4 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 21 日及び 20 年 4 月 24 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚

生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成 15 年 4 月 23 日は 66 万 8,000 円、同年 7 月 24 日は 38 万 7,000 円、同年 12 月 24 日は 67 万 9,000 円、16 年 4 月 23 日は 83 万 6,000 円、同年 7 月 21 日は 42 万 2,000 円、同年 12 月 22 日は 80 万 8,000 円、17 年 4 月 25 日は 100 万 2,000 円、同年 7 月 25 日は 46 万 1,000 円、同年 12 月 21 日は 88 万 2,000 円、18 年 4 月 25 日は 108 万 6,000 円、同年 7 月 25 日は 48 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 92 万 4,000 円、19 年 4 月 25 日は 110 万 9,000 円、同年 7 月 25 日は 50 万円、同年 12 月 21 日は 95 万 8,000 円、20 年 4 月 24 日は 111 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 4 月 23 日、同年 7 月 24 日、同年 12 月 24 日、16 年 4 月 23 日、同年 7 月 21 日、同年 12 月 22 日、17 年 4 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 21 日、18 年 4 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 21 日、19 年 4 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 21 日及び 20 年 4 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、厚生年金保険法を適用する平成 20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日については、申立人提出の賞与支払明細書によると、同年 7 月 25 日は 53 万円、同年 12 月 25 日は 98 万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成 20 年 7 月 25 日は 53 万円、同年 12 月 25 日は 98 万円に訂正することが必要である。

大阪厚生年金 事案 11727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C営業所）における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで
年金事務所の記録では、私の夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私の夫は当時、A社B営業所から同社D営業所に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社福利厚生室提出の申立人に係る退職証明書から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和36年5月1日にA社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和36年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成元年 5 月まで

私が 20 歳になった昭和 59 年頃、実家の母が A 市役所で当時 B 大学の学生であった私の国民年金の任意加入手続を行い、毎月、私の国民年金保険料を C 銀行で納付書により納付してくれていた。

母は、申立期間の国民年金保険料は確かに納付したと言っているのですが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 59 年頃に当時大学生であった申立人の国民年金の任意加入手続を行ってくれたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 9 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と符合しない上、申立人のオンライン記録を見ると、10 年 8 月になって、申立人が資格取得の要件を満たした昭和 59 年 * 月 * 日まで遡って国民年金被保険者の資格記録が追加されたことが確認できる。この場合、申立期間は、当該資格記録が追加されるまで、国民年金の未加入期間であり、申立期間当時において申立人の納付書が発行されることは考え難い上、記録が追加された時点において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を毎月金融機関で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、申立期間について全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が

払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ってくれたとする申立人の母親は、加入手続に関する具体的な記憶は定かではないとしているほか、申立期間は5年間以上に及び、毎月金融機関で納付していたとする納付記録が、これほどの長期間にわたり、連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び同年4月並びに6年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月及び同年4月
② 平成6年1月から同年11月まで

私は、平成5年3月にA社を退職後、国民健康保険に加入するためB市役所に行ったところ、国民年金の加入が必要だと言われ、未納であった国民年金保険料を遡って納付した。

それ以降は、国民健康保険と国民年金は必ず一緒に加入し、主に口座振替により両保険料を納付してきた。

申立期間①及び②に納付記録が無いので、調査の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人がC社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成9年3月21日に初めて国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載された最初の資格取得日と一致している。この場合、申立期間①及び②は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前の期間であることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号に設定された申立人の厚生年金保険記号番号以外に当時の住所地において国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が唯一所持しているとするA社に就職した際に交付された年金手帳には、国民年金手帳記

号番号は記載されていない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時において、再就職の際に行うべき国民年金の資格喪失手続きに関しては行っていないと陳述している上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年3月まで

私は、昭和47年8月に会社を退職した直後にA市役所へ出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間は、年金手帳を使用して、A市役所の年金課で国民年金保険料を納付していた。

昭和50年10月にA市からB市へ転居後は、同市役所の年金課で国民年金の住所変更手続を行ったが、その際、窓口においてA市で発行された年金手帳を渡し、現在所持している年金手帳を発行してもらった。

私がA市役所で納付していた申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に会社を退職した直後にA市役所に出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は転居後のB市において払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年2月頃に加入手続が行われたものと推定される。

また、申立人のオンライン記録及び特殊台帳により、当該加入手続時に昭和47年8月20日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人が加入当初から所持していたとする年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、別途社会保険事務所(当時)が発行する国庫金納

付書により遡って過年度納付をすることとなるが、申立人は、A市役所において、現年度納付をしたと主張しており、当該期間の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、A市役所において申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成3年4月1日と記載されているので、この頃に、母が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、私は23歳であった2年4月から、A国に留学しており、日本に居なかったので詳しくは分からない。

また、現在、申立期間は未加入期間とされているが、私の所持する年金手帳には、平成3年4月1日から5年3月1日までが加入期間として記載されており、私の国民年金手帳記号番号が基礎年金番号と統合されたとするB社会保険事務所（当時）からのお知らせも所持している。

私の国民年金保険料の納付については、母から、私の留学中には保険料の納付はしていなかったが、私が留学を終え帰国した平成4年12月以降の暖かい春頃に、母が申立期間の保険料を一回だけ一括で納付したと聞かされた。

母は、加入手続のこと、どこから郵送されてきた納付書で一括納付したか及びその保険料額についての記憶がないが、納付場所は、市役所の仮庁舎のようであったと記憶している。

母が一括納付した申立期間の国民年金保険料が、納付とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成3年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が帰国した4年12月以降の春頃に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格の取得記録から、申立人の国民年

金手帳記号番号は平成4年7月頃に付番されており、この頃に加入手続きされたと推定できることから、3年4月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行ったという申立内容とは符合しない。

また、申立人は平成2年4月から4年12月まで海外留学をしていたと陳述しているが、制度上、海外移住している期間は、国民年金の任意加入期間となる。日本年金機構では、強制加入期間中に海外移住している事実が判明したときは、任意加入の申出がない場合、海外移住中の国民年金被保険者期間は未加入期間とされ、既に納付された国民年金保険料は還付されると回答している。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の平成3年4月1日を国民年金強制被保険者資格の取得日とした国民年金手帳記号番号は、4年9月28日に取り消されていることから、当該任意加入の申出がなかったものと推定される。この点について、戸籍の附票を見ると、海外移住の事跡は確認できず、C市及び社会保険事務所(当時)が、当時、申立人側からの情報提供が無いまま海外移住の事実を把握したとは考え難い上、C市でも、資格の取消しを申立人に確認しないまま職権で行うことはないとは回答していることから、当時、申立人側から申立人が海外移住していることを理由に任意加入の申出を行わない旨の意思表示がなされたものとするのが自然である。

加えて、オンライン記録を見ると、当該取消し直前の平成4年9月21日に過年度納付書が発行された事跡が確認できる。また、当該国民年金保険料が還付された事跡は見当たらず、さらに、オンライン記録において、申立人が、帰国した同年12月以降、厚生年金保険被保険者資格を取得する5年3月までの間に国民年金に再加入した事跡も見当たらないことから、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情を見いだすことはできなかった。

また、当時、申立人の両親と同居していた申立人の妹の申立期間前後の納付記録について、オンライン記録を見ると、平成4年7月から5年3月までの9か月の国民年金保険料が、4年12月16日に一括で納付されていることが確認できる。この納付に関して、申立人の母親及び妹に確認したものの記憶していないが、当該保険料は現年度納付であり、当時仮庁舎であった市役所において納付が可能であったことから、申立人の母親が一括納付したとする保険料は、当該保険料であった可能性も否定できない。

なお、申立人が現在所持している年金手帳に、取り消された国民年金手帳記号番号と資格期間が記載されていることについて、年金事務所は、「筆跡から推定すると、申立人が平成10年5月に国民年金被保険者資格を取得した際に、一括して資格期間が年金手帳に記載されたものであり、通常は取り消された番号の通知をすることはないが、オンライン記録には、取消された国民年金手帳記号番号の記録は残っているので、申立人の同手帳記号番号と厚生年金保険被保険者記号番号が統合されて基礎年金番号となったことを説明する為、記載したものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年1月までの期間、同年6月から62年2月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年9月から60年1月まで
② 昭和60年6月から62年2月まで
③ 昭和62年10月から同年12月まで

申立期間①について、私は、昭和59年9月に会社を退職した際、すぐに、いままで加入していた厚生年金保険の年金手帳を持って、A市役所に行き、国民健康保険の手続とともに、国民年金の加入手続を行った。

その後も、会社を退職し厚生年金保険の被保険者でなくなるたびに、年金手帳を持って、A市役所に行き、申立期間②及び③に係る、国民年金の再加入手続を行った。

私は、国民年金の加入手続を行う際に市役所へ持って行った年金手帳を現在も所持しており、そこには、申立期間①、②及び③が、私の国民年金の被保険者期間としてそれぞれ記載されている。このほかに年金手帳をもらった記憶はない。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、私が、納付書に現金を添えて金融機関で納付した。領収書は、昭和63年に結婚した時に処分したが、保険料額は、全期間を通じて、一か月分が、5,000円から6,200円までぐらいであったと記憶している。

申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、申立人は、平成2年2月頃に、B市で国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、昭和59年9月にA市で加入手続等を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録を見ると、平成2年2月27日に、申立人の昭和60年2月から同年5月までの期間及び62年3月から同年9月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間が判明したことに伴う事務手続によって、国民年金の資格得喪年月日に変更されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄も、この頃に、59年9月1日から申立人が第3号被保険者となった63年9月までの資格の得喪が一度に記載されたことがうかがえる。

以上を踏まえると、平成2年2月の時点で、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人がB市で国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間①、②及び③は、既に時効の成立により、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

加えて、オンライン記録及びB市の国民年金過年度収滞納一覧表の申立人の記録を見ると、申立期間後の昭和63年1月から同年8月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った平成2年2月に、時効にかかわらず過年度納付が可能であった期間の保険料が納付されたと考えるのが自然である。

また、申立人は申立期間の全期間を通じて、1か月分の国民年金保険料額は5,000円から6,200円までぐらいであったと陳述しており、申立期間①の保険料は月額6,220円であることから、おおむね符合するものの、申立期間②の保険料月額は6,740円、又は7,100円、申立期間③の保険料月額は7,400円であり、陳述内容と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで
昭和58年頃に、父が「国民年金に入らないといけない。」と言っているのを聞いたことがある。
したがって、父が、この頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。
加入後の国民年金保険料の納付方法及び保険料額等は不明であるが、父は保険料を同市役所で納付していたように思う。
父が納付していた申立期間の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期について調査すると、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和61年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。この時点において、申立期間のうち、58年9月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、20歳になった昭和58年頃に申立人の父親が加入手続を行ったとする申立内容とも符合しない。

さらに、昭和61年3月の加入手続時点において、申立期間のうち、60年4月から61年3月までの国民年金保険料は、現年度納付が可能であるが、オンライン記録を見ると、62年8月に、申立人に対して過年度納付書が発行されており、当該期間について未納催告が行われていることが確認できることから、当該期間の保険料は現年度納付されなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険

料及び加入手続時点で現年度納付されていなかった同年4月から61年3月までの保険料については、過年度納付が可能である。申立人は、申立期間の保険料は、申立人の父親が市役所で納付していたように思うと申し立てているが、制度上、市役所で過年度保険料を納付することはできないことから、当該期間の保険料の過年度納付の可能性もうかがえない。

なお、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日が昭和58年*月*日と記録されているが、これは、上記の加入手続時点において、制度上、申立人の資格取得の要件を満たした日に遡って資格を取得しているものであり、同日頃に加入手続を行ったことを示すものではない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、既に死亡していることから、保険料の納付方法及び過年度納付等についての当時の具体的な事情は不明であり、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5878 (事案 4616 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から47年12月まで

私が国民年金に加入したのは、以前から店に集金に来ていた国民健康保険の集金人に加入を勧められた昭和48年8月頃であり、41年2月にA市へ転入してからその時まで、国民年金の加入の案内は無かった。具体的な加入手続についてはよく覚えていないが、恐らくこの集金人が行ってくれたのだと思う。

加入を勧められた際、当該集金人から、「年金を受け取るには、15年間保険料を納付する必要がある。あなたは8年間の厚生年金保険の加入期間があるので、あと7年分の国民年金保険料を納付すればよい。その分の保険料として6万3,000円を現金で一括して納めなければならないが、年金がもらえる年になった時に、月額7万円をもらうことができる。」と案内された。

そのため、私の妻が1か月間お金をため、翌月の昭和48年9月頃に、前述の集金人に私の7年分の国民年金保険料として6万3,000円を納付した。同集金人は国民健康保険の集金人だったが、妻は確かに保険料として納付したし、また、同集金人は私の娘の同級生の父親だったので、加入手続と同様に、保険料の納付についても便宜を図ってくれた。当時、妻が領収書を受け取ったかどうかは定かではなく、その妻は既に亡くなっており、今となってはほかに証人もいないが、確かに6万3,000円を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金記録確認第三者委員会への前回の申立期間(昭和46年1月から50年12月まで)に係る申立てについては、i) 申立人に係るオンライン記録によると、厚生年金保険の加入記録のみであり、国民年金に係る加入記録は見当た

らない、ii) 申立人の未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みを含む申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、そのほか別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、前回の申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない、iii) 申立人は、昭和41年8月に国民年金に加入した翌月に、その時点から数えて5年以上後の期間に係る保険料を一括で納付したとしているが、これについて日本年金機構によると、当時、保険料の収納方法として前納制度は存在したものの、加入直後の保険料を未納としたまま将来の保険料を収納することは不自然であるとしている上、市では国民健康保険の集金人と国民年金の集金人は兼ねてはいなかったとしており、市の国民健康保険の集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張とは一致しないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、昭和48年8月頃に国民年金に加入した後、その翌月に今回の申立期間(7年間)に係る国民年金保険料を納付したと、前回の申立内容から、国民年金の加入時期、申立期間及び遡及納付した時期を変更した上で、申立期間の保険料6万3,000円は国民健康保険の集金人に一括納付したとし、同集金人は申立人の知人であったことから、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付については、いずれも同集金人が便宜を図ってくれたはずであると主張している。

しかしながら、今回の申立期間を含めて、当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、そのほか別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、今回の申立期間についても未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の妻が、7年分の国民年金保険料を一括で納付したとする昭和48年9月は、2年を超えて遡って納付可能な特例納付実施期間外である。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 6 月まで

私は昭和 62 年 3 月に会社を退職後、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。年金と健康保険の保険料を一緒に納めたかどうか、また、保険料額については覚えていないが毎月納付していた。

しかし、申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月に会社を退職後、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第 3 号被保険者の事務処理日から、申立人の加入手続は平成元年 9 月頃に行われたものと推認され、申立内容と一致しない上、申立期間の一部については、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の一部は過年度納付が可能な期間となるが、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が、平成 2 年 11 月 16 日に一旦納付されたものの、時効後の納付であったために還付処理されていることが確認でき、当該期間が納付された時点では、申立期間についても、時効により保険料を納付できない期間となる上、ほかに申立期間について過年度納付が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見

当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から同年11月まで

私は、20歳当時は家事手伝いだったので、年金については無関心で、国民年金保険料を納めるという意識はなかった。兄が結婚するとき年金のことが話題になり、「そういえば自分も納めていない。」と思い、昭和63年5月頃に私自身がA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行った。窓口で「3年ぐらい遡って納められる。」と聞いたが、当時の保険料は1か月8,000円ぐらいで、遡った額を計算すると、高くとても納められない金額だったので、分厚い納付書もらったが、過去の分は納めなかった。その後、保険料は加入以降の分を毎月銀行の窓口で納めていたが、銀行へ行くのがだんだん面倒になり、同年12月以降は口座振替により保険料を納付した。

しかし、申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年5月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格取得日及び保険料納付日から、同年11月ないし同年12月頃に行われたものと推認され、申立内容とは一致しない。

また、申立人の加入手続が行われたものと推認される時点においては、申立期間は遡って納付できる期間であるが、申立人は、加入手続前の国民年金保険料については納付書もらったものの、高額でとても納められる金額ではなかったため、遡って納付したことは無いと陳述しており、申立期間の保険料を遡って納付したとは考え難い。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、平成2年4月の国民年金保険料

が重複して納付され、申立期間直前の期間である昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の保険料として、平成 2 年 10 月に充当されており、充当されるまでは未納であったことが確認でき、加入手続以降、口座振替に切り替えるまで、毎月銀行の窓口で保険料を納めてきたとする申立人の主張とは一致しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から6年3月まで

私は、大学で「入社時に会社から年金の加入状況について聞かれることがある。」という内容の話を聞いたため、平成5年末から6年3月頃までに、国民年金に加入しないといけないと考え、市役所に問い合わせたところ、2年間遡って国民年金保険料を支払えると知った。

私が自身で手続をして国民年金保険料を納付したか、実家の母親がしてくれたかは定かでないが、当時、入社前に国民年金に加入しないといけないという話を親としていたので、私又は親のどちらかが、手続をして保険料を納付しているはずであるのに、申立期間に国民年金の記録が無いのは納付できない。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社前に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の番号が付番されており、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。そこで、手帳記号番号の払出しについて、各種氏名検索を行ったほか、申立人及びその両親の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された事情はうかがえなかった。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、加入手続を自身で行ったのか、申立人の母親が行ったのかの記憶も定かでなく、国民年金保険料額も記憶していないなど、加入手続及び保険料納付をめぐる記憶は曖昧であり、申立人の母親からも具体的な事情を得

ることができず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から13年3月まで
明確な時期は忘れてしまったが、最初に勤めた会社を辞めた平成11年10月以降にA市役所へ行き、自身で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の後に郵送されてきた納付書により、月額1万3,000円ほどの保険料2か月ないし3か月分ずつをA市役所又はコンビニで納めた。郵便局の時もあったかもしれない。領収書は受け取ったような記憶がある。

平成15年3月頃にB市に引っ越しする前に納付を完了したはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤めた会社を辞めた後にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後郵送された納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間以後の平成13年5月に申立期間が未加入期間であるとして国民年金への加入勧奨が行われた記録が確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者名簿がA市において確認できないことから、申立期間当時、申立人は国民年金の被保険者として取り扱われていなかったものと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、50年6月から52年2月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和50年6月から52年2月まで
③ 昭和52年7月から54年3月まで

私は、会社を退職するたびに国民健康保険に加入していたが、その時にはいつも市の担当者から国民年金とセットになっていると言われ、同時に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付してきた。

また、A市に住んでいた時のことだと思うが、市の担当者から、加入していない期間が有り、その分を納付しないと年金をもらえなくなると言われ、3万円ないし4万円ぐらいの金額を納付した記憶もある。

年金手帳については、オレンジ色の年金手帳をもらい、その中に国民年金の加入日等が書かれているため、安心して残していた領収書等は全部処分した。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月頃会社を退職した時に初めて国民年金に加入し、その後、会社を退職するたびに国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年4月に払い出されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①、②及び③は時効により、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の

国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金と国民健康保険には、いつもセットで加入したとしているが、申立期間②及び③の時に居住していたA市によると、申立人がA市で国民健康保険に加入したのは、申立期間③の途中の昭和53年3月7日である旨記録されているとしており、申立内容に不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から52年3月まで

昭和49年11月当時、私は学生だったので、母親が代わって国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母親からは、この話を何度も聞いていたし、昭和52年に会社に入社した時、総務に私の年金手帳を預けたのをはっきり記憶している。この年金手帳は返してもらってないが、国民年金保険料は間違いなく母親が納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和49年12月に申立人に国民年金手帳記号番号が一旦払い出された後、50年1月17日を処理日として、資格取得日である49年1月28日に遡って資格が取り消されたことが確認でき、資格が取り消された50年1月以降A市は申立人を被保険者として管理していないため、国民年金保険料の収納を行わなかったと推認される。

また、A市によると、20歳に達した者を対象に職権適用した強制加入被保険者については、当時学生等の任意加入被保険者から申出があった場合には、遡って被保険者資格を取り消していたとしているところ、上記の記録内容を踏まえると、申立人は、職権適用により一旦20歳の時点で強制加入被保険者として資格を取得したものの、任意加入被保険者である学生であったことから、申出により遡って被保険者資格を取り消され、国民年金保険料も納付されなかったとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほ

か、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年9月まで

大学生だった昭和48年の初め頃に母親が「任意の年金だが、将来のためになるから。」とA市役所国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料については、婦人会の役員として近所の人たちの保険料を集めた経験もある母親が、自宅で納付書により集金人に納めてくれたと聞いている。

私たち兄弟5人の国民年金保険料は、母親が納付してくれており、私だけが未納とされているのは納付できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年の初め頃、その母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は53年11月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、52年4月11日に遡って資格を取得し、同年同月から53年3月までの国民年金保険料を同年10月に過年度納付していることが確認できることから、申立人に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認される。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立人を含む兄弟5人の国民年金保険料については、資格取得の要件を満たした時から申立人の母親が納付してくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の姉及び二人の兄については、いずれも加入当初に未納期間があることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払い出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年3月まで

私の国民年金の手続については、私は当時実家にいたので母親が加入手続を行い、その後の国民年金保険料の納付も行ってくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、昭和54年11月の結婚後、結婚前の時期に国民年金の未納期間があることを知った夫が、同年の暮れから55年2月ないし同年3月頃までに、まとめて納付してくれた。保険料の納付は夫に任せていたので、納付のことは分からないが、夫は遡って納付したのは1回で、納付した金額は当時の1か月分の給料の半分に満たない額であったと言っている。結婚前の未納期間の保険料を夫がまとめて支払ってくれたことは確かなので、申立期間が未納期間とされていることには納得できない。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、まとめて納付したのは申立期間の保険料の1度だけとしているが、A県B市の収滞納一覧表を見ると、申立期間直後に当たる昭和55年4月から56年3月までの保険料が同年3月7日に一括納付されていることが確認でき、当該期間の保険料を申立期間の保険料と混同している可能性が考えられる。

また、上記遡及納付時点において、申立期間を一緒に納付したとしても、一部は時効が成立しており納付できない期間である上、納付可能な昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料額と合わせると約12万円で、申立期間当時の申立人の夫の標準報酬月額(17万円)の半分を大幅に超過しており、一括納付した保険料額は当時の1か月分の給料の半分などの大きな金額でなかったとする陳述内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の夫に任せていたので詳細は分からないとしており、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫も、保険料の納付場所及び納付方法などの保険料の納付等に関して明確な記憶はなく、保険料の納付状況が不明である上、申立人の夫が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年10月まで

昭和45年12月頃、父が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。しかし、父が既に亡くなっているため、どこで、どのように手続を行ったかについては分からない。

申立期間の国民年金保険料については、当時、父が事業をしていた関係で、A組織の担当者と親しくしていたので、その人に集金してもらっていたか、あるいは、姉の所持する領収証書を見ると、B市の領収印が押されていることから、市役所に持参していたか、いずれかの方法で納めてくれていたと思う。

当時、私と姉二人は一緒に父の事業を手伝っており、申立期間の国民年金保険料についても、家族は同じ状況の下で納付していたはずなのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和49年12月6日に払い出されており、また、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は同年11月9日であり、この手帳記号番号の払出時点等においては、申立期間のうち、45年12月から46年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできず、また、47年1月から49年3月までの保険料は過年度保険料となり、市役所窓口及び集金人に納付することはできない。

また、申立人の長姉及び次姉の国民年金の納付記録等を見ると、長姉については、昭和42年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されて、41年4月から51年10月までの国民年金保険料は納付済みとなっており、次姉については、

47年8月10日に手帳記号番号が払い出されて、同年5月から49年3月までの保険料は納付済みとなっている。

この点について、申立人は、その父親が自分たち姉弟の国民年金保険料を一緒に納付してくれており、国民年金手帳についても、申立人の父親が、3人分を一緒に管理していたとしているところ、申立人の二人の姉が所持する手帳を見ると、いずれもオンライン記録により保険料の納付が認められる期間について、昭和47年度以前については検認印が押されており、48年度以降については一部の期間を除き、領収証書を貼付しているものの、申立人の所持する手帳には、検認印及び領収証書を貼付した事跡は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立期間は5年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年12月まで

昭和42年頃、既に国民年金に加入していた私の母親が、自宅に来る集金人に私の国民年金の加入手続を行い、加入後しばらくの期間の国民年金保険料についても納付してくれていたはずである。

また、昭和44年11月頃、社会保険事務所（当時）で、自身の名前を変更する手続を行った際、納付した期間及び金額については、よく覚えていないが、その時点で納付可能な将来の国民年金保険料について、一括して納付したはずである。

さらに、申立期間のうち、昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付書・領収証書を所持しており、時期は定かではないが、この納付書・領収証書により、自身で納付したはずである。

加えて、昭和45年から50年分までの確定申告書の控えを所持しており、それには、各年とも国民年金保険料額の記載がある。

なお、平成19年10月に名前を元に戻す手続をA社会保険事務所（当時）で行った際、過去の納付記録を調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたことから、以前の名前の変更のことを伝えると、前の名前での記録があったと言われたので安心していましたが、現在も未納のままである。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和42年3月6日を国民年金被保険者資格の取

得日として、49年12月6日に申立人の義姉と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、47年1月から49年3月までの国民年金保険料については過年度納付、同年4月から同年12月までの保険料については現年度納付することが可能であり、また、当時は、第2回特例納付実施時期に当たっていたことから、申立期間のうち、42年3月から46年12月までの保険料について特例納付することも可能である。

しかし、申立人及びその母親は、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期より7年前の昭和42年頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料については、前納を含み現年度納付したはずであり、過去の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人は、国民年金に加入後の昭和44年11月頃に、納付可能な将来の国民年金保険料をまとめて納付したと主張するのみで、その納付した期間及び納付金額に係る具体的な記憶は明確でない。

さらに、申立人は、時期は定かではないが、申立期間のうち、昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付書により納付したとしているものの、申立人が所持する47年1月から49年3月までの期間及び同年4月から同年12月までの期間に係る2枚の領収証書には、いずれも領収印は認められない上、本来納付した場合には、行政側に渡されるべき納付書及び金融機関が保管すべき納付書控えも、それぞれ未使用の状態の手元に残されたままとなっている。

加えて、申立人は、自身が保管する昭和45年から50年までの確定申告書控えが、自身の国民年金保険料の納付を示す証拠の一つであるとしているところ、申立人主張のとおり、当該控えの社会保険料控除欄を見ると、45年から48年分までは二人分、49年分は一人分及び50年分は4人分の国民年金保険料の記載が確認できる。

しかし、この点について、当時申立人と同居していた申立人の家族の国民年金保険料の納付記録を見たところ、i) 申立人の母親は、昭和36年4月から57年5月まで全て現年度納付、ii) 申立人の兄は、37年4月から58年2月まで全て現年度納付、iii) 申立人の義姉は、50年1月から55年9月まで全て現年度納付していることが確認できることから、50年分については、申立人の納付済保険料も含まれているものの、それより前の分については含まれていないと考えるのが自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は7年10か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え

難い。

なお、申立人は、自身の名前について、昭和44年11月頃、「C」を「D」に変更する手続を行ったことが、自身の国民年金保険料の記録が失われた原因ではないかとしているものの、申立人の戸籍上の氏名は、Cのままで変更履歴は無い一方、オンライン記録上の氏名は、平成19年10月に戸籍上の氏名に訂正される以前については、一貫して通称名のDであり、C名義の記録は無く、また、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳並びに申立人所持の国民年金手帳記載及び納付書・領収証書記載の氏名も、全てDとなっており、Cと記載された関連資料は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

平成8年末で退職してから、国民年金に加入し、同時に免除の手続をしたにもかかわらず、9年1月から同年3月までの期間のみが未納とされている。

平成9年1月から同年3月までの間は「B」で合っているが、離婚してからもその宛名で書類が送られてきていたため、訂正していただくよう何度も足を運んだ。

すると、「C様方 D様」という宛名になったりし、きちんと「D」宛てで送られるようになるまでに、1年以上かかったため、それが、申立期間が未納とされていることに関係しているのではと考えられる。

平成10年4月から同年7月までの期間についても、未納とされていて、何度か問い合わせたが取り合ってもらえず、このたび、偶然に証明書が出てきたので、当該期間を申請免除期間に記録を訂正していただいた。

平成10年8月に再就職するまで、手続の方法等を変えた覚えも、理由もないので、申立期間だけ未納というのは考えにくいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、確認申立書において、「H8年末で退職してから、国民年金に加入し、同時に免除の手続をしました。」としているところ、申立人から、それ以上の陳述を得ることはできないため、申立人が国民年金の加入手続及び免除申請を行ったとする具体的な時期及び手続の状況等は不明である。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成9年1月1日であり、仮に、申立人が、同月中に住所地であるA市役所で国民年金の加入手続を行ったとした場合、当時、申立人は厚生年金保険被保険者である申立人の夫と婚姻中（その後、平成9年2月*日に協議離婚し

ていることが戸籍により確認できる。) であることから、少なくともその時点において、申立人が国民年金第1号被保険者資格を取得すると同時に、国民年金保険料の免除承認が行われたとは考え難い。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直後の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については免除期間となっているところ、9年5月30日に当該期間の免除申請手続が行われていることが確認できる。

制度上、国民年金保険料の免除承認は、申請月の前月からであることを踏まえると、申立人は、離婚後に初めて、国民年金の加入手続と保険料の免除申請手続を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を申請免除することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、離婚後も婚姻当時の名字で書類が送付され、何度も訂正を申し出たとしているものの、オンライン記録及び申立人所持の年金手帳を見たところ、申立人の名字は婚姻前のままであり、婚姻及び離婚に伴う氏名の変更の事跡は確認できない。

加えて、申立人から詳細な陳述を得ることができず、申立期間の国民年金保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月及び同年6月

時期は定かではないが、昭和60年5月に退職して、厚生年金保険被保険者でなくなってから、次に厚生年金保険被保険者になるまでの間に、A社会保険事務所(当時)へ行き、国民年金への加入手続をしたと思う。

手続時に、窓口で、昭和60年4月から同年6月までの3か月分を納付するように言われたので、手持ちのお金で納付したはずである。

なお、昭和60年4月について、自身では厚生年金保険被保険者の加入期間であると思っていたにもかかわらず、当時、記録には無いという理由から、その期間も含んで納付させられたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和61年5月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人は、60年5月に退職後、61年2月に再就職するまでの間に加入手続を行い、現年度納付したとしており、加入時期が符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和60年7月から61年1月までの国民年金保険料について、62年8月28日に納付したことを示す納付書・領収証書を所持しているところ、当該納付書は、納付日の前日である同月27日に発行されていることが確認でき、納付書発行時点において、制度上、時効にかかわらず納付可能な期間の保険料を遡って納付できる期間は60年7月までであることを踏まえると、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を一括して納付していたとしているものの、オンライン記録を見ると、62 年 4 月 22 日に、同年 3 月の保険料が、厚生年金保険被保険者期間と重複していることにより 60 年 4 月の保険料へ充当されていることが確認でき、この充当処理を行うまで、当該月の保険料は未納であったと考えられ、また、B 市における昭和 61 年度までの保険料収納は 3 か月単位が通例であったことを踏まえると、申立期間も未納であったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から62年3月まで
国民年金の加入について、時期は定かではないが、私が昭和56年11月頃、父が、A市役所で加入手続をしてくれたと思う。
手続後、昭和62年4月に就職し、厚生年金保険被保険者となるまでは、父が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
なお、二人の兄についても、それぞれが厚生年金保険被保険者となるまでは、父が国民年金保険料を納付していたはずである。
申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立人と同様に、その父親が国民年金保険料を納付していたはずであるとする申立人の二人の兄についても、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められない。

さらに、申立期間は5年5か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親からの陳述も得られないことから、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 10 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B営業所及びC社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金受給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年3月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 3 月 29 日まで
② 昭和 42 年 8 月 15 日から 43 年 3 月 16 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社に勤務した期間、B社に3回勤務した期間のうち、最後に勤務した期間を除く2回の期間、及びC社に勤務した2回の期間(申立期間①及び②)における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、申立期間については、C社を退職後に脱退手当金を請求した記憶はなく受給していない。また、申立期間と併せて脱退手当金が支給済みとなっている3回の期間(A社に勤務した期間、及びB社に3回勤務した期間のうち最後に勤務した期間を除く2回の期間。以下「非申立期間」という。)については、脱退手当金の受給等については、はっきりとした記憶はない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職後に脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないし、非申立期間の脱退手当金等の受給等については、はっきりとした記憶がないと申し立てている。

しかし、申立期間と非申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されているところ、申立期間であるC社の厚生年金保険被保険者期間(14か月)だけでは、申立期間当時の脱退手当金の支給要件である被保険者期間(24か月以上)を満たしていないことから、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録どおり、申立期間と非申立期間を合わせて支給が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立人がC社で

厚生年金保険被保険者資格を喪失した約3か月後の昭和43年6月24日に重複整理の手續がとられたことが同法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年7月24日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年7月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有るD社及びB社に勤務した最後（3回目）の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間及び非申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 20 日から 42 年 10 月 29 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、住所欄には、支給決定当時の申立人の住所が記載されている上、退職所得の受給に関する申告書には、申立人の当時の住所地近くに有るB郵便局に対し、昭和 43 年 6 月 7 日付けで小切手を振り出した記録が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 16 日から 36 年 10 月 16 日まで
② 昭和 37 年 2 月 16 日から 40 年 4 月 24 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び領収書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、当該請求書の住所欄には、支給決定当時の申立人の住所地が記載されている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年8月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 5 日から 37 年 9 月 11 日まで
② 昭和 39 年 6 月 5 日から 41 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 12 日から 43 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 10 月 11 日から 44 年 1 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社、C社及びD社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもない。また、D社退職後に別の事業所で2か月ほど勤務したが、入社時に預けた厚生年金保険被保険者証を退職時に返してもらえず、当時は自身の厚生年金保険被保険者記号番号が分からなかったため、脱退手当金の請求をすることができなかったはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、申立人の氏名は、同社を退職した約3年4か月後の昭和47年5月6日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年5月4日に支給決定されていること、及び申立人は同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、55年まで同資格を再取得していないことを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いな

ど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、D社を退職後に勤務した事業所に提出した厚生年金保険被保険者証を返してもらえず、厚生年金保険被保険者記号番号が分からなかったため脱退手当金の請求ができなかったはずであると申し立てているが、年金事務所は、「厚生年金保険被保険者証を所持しておらず、被保険者記号番号を承知していない場合でも、勤務していた事業所名が分かれば、社会保険事務所(当時)で調査が可能であり、脱退手当金の請求は可能である。」としている。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前及び申立期間の間に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されている上、未請求期間について申立人は、厚生年金保険に加入していた認識はなかった等としていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 2 日から 41 年 12 月 30 日まで
② 昭和 42 年 3 月 17 日から 43 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が確認できる上、記載されている住所は、申立人の婚姻前の居住地と一致している。また、脱退手当金支給決議書を見ると、当該請求に基づく脱退手当金は、当該居住地と同一市内の郵便局で隔地払（通知払）されていることも確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、前述の裁定請求書には未請求とされている期間に係る事業所名等は記載されておらず、また、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 36 年 7 月 30 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 26 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、A社及びB社に勤務していた期間について、それぞれ脱退手当金支給済みとの記載があった。

A社及びB社を退職した時に脱退手当金の請求をしたこと及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①に係るもの及び申立期間②に係るものの2回にわたり支給決定されたとする記録が確認できるところ、2回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①に係る脱退手当金及び申立期間②に係る脱退手当金は、いずれも支給額に計算上の誤りは無いほか、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、それぞれ脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 12 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金裁定請求書に記載された筆跡は私のものではなく、請求を依頼したこと及び受け取った記憶がないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人が当時居住していたとする住所地が記載されており、申立人の記名及び押印が確認できる領収書も添付されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後 80 人のうち、申立人と同一時期に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性 9 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 8 人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所では、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、昭和 37 年 2 月 19 日に旧姓から新姓に変更されていることが確認できること、上記裁定請求書

の余白欄に「氏名変更」との記載が確認できる上、戸籍抄本(発行年月日は、昭和37年1月18日)も添付されていることなどから、当該氏名の変更処理は、脱退手当金の請求に併せて行われたものと考えられる。

加えて、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書には、未請求となっている事業所については記載されていない上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 25 日から 40 年 12 月 31 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求したこと及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年3月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の社会保険事務を担当していた者は、「A社では、脱退手当金の代理請求を行っていた。」旨を陳述している上、申立人と同時期に退職し、支給記録が有る複数の同僚からも「A社は、脱退手当金の代理請求を行っていたと思う。」との陳述があったことを踏まえると、同社では、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらず、このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から25年4月1日まで

私は、A社を退職後すぐにB市に所在したC社に入社し、D社に入社する直前まで同社で勤務していた。

しかし、年金事務所の記録によると、C社での厚生年金保険被保険者の記録が無い。

当時、C社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間より前に勤務していたE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、連絡先の判明した複数の同僚に事情照会を行ったところ、回答が得られた同僚は、「私が、C社で勤務していた時に申立人も一緒に勤務していたように思う。また、私が在職中に、同社はF社に社名変更された。」と回答しており、オンライン記録によると、同人は、C社ではなく、F社G営業所において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、C社の同僚として4人の名前を記憶しているところ、F社G営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、このうち3人の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は同社G営業所に勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、F社G営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和24年5月4日であり、申立期間のうち、23年12月1日から24年5月4日までの期間は、同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、F社G営業所における当時の事業主の氏名は不明であるほか、申立人が氏名を記憶している同僚は、既に死亡又は連絡先が不明であるため、申立人

に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、上記において回答の得られた同僚は、「申立人を記憶しているが、申立人のF社G営業所における入退社時期、在職期間及び厚生年金保険料の控除については不明。」としているほか、F社G営業所に係る前述の被保険者名簿において所在が判明した二人の同僚に文書照会したものの、兩人からの回答は得られず、これらの者からも申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

なお、オンライン記録において、事業所検索を行ったところ、申立事業所と一致する名称の「C社」が確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和33年2月1日である。また、C社に類似する名称の5事業所が確認できることから、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人に該当する被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 26 日から 41 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間について、脱退手当金支給済みとされていることが分かった。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が有り、申立人が当時居住していたとする住所が記載されていることが確認できる上、払渡し店として当該住所近くの郵便局が指定されていることも確認できる。

また、A社の元事業主は、「退職者に脱退手当金について説明し、希望する者には脱退手当金の代理請求を行っていた。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期(おおむね2年前後)に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員38人について脱退手当金の支給状況を調査した結果、申立人を含む33人に支給記録が有り、その全員が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、前述の裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄に同社のゴム印が押されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において申立人の欄を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、前述の裁定請求書の「はじめて被保険者として使用された事業所」に当該未請求の期間の事業所の記載が無い上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 2 月 25 日まで
② 昭和 32 年 6 月 6 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 12 月 1 日から 35 年 2 月 29 日まで
④ 昭和 35 年 3 月 10 日から 38 年 2 月 10 日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」を見ると、A社で勤務した申立期間①及び③、B社で勤務した申立期間②、並びにC社で勤務した申立期間④について、脱退手当金支給済みとされている旨の回答を受けた。

別の被保険者期間について脱退手当金を受給したことは知っていたが、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年6月15日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和38年5月9日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)が管轄の社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す「回答済」の押印が確認できる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱 38. 5」の記載が確認できるほか、脱退手当

金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかかえられない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日からおおむね2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた8人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人に脱退手当金の支給記録が有り、その全員が資格喪失後4か月以内に支給決定されていることが確認できる上、そのうちの1人は、会社が脱退手当金の請求を行った旨陳述していることから、事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 18 日から 34 年 3 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②について、脱退手当金支給済みとされている旨の回答を受けた。

しかし、申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が有り、申立人の当時の住所が記載されている上、オンライン記録上の脱退手当金の支給決定日である昭和 43 年 1 月 30 日付けの「領収書」にも、申立人の記名・押印が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険記号番号を含む前後 36 人の女性で、申立人とほぼ同時期(おおむね前後各 2 年)に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、受給要件を満たしていた 8 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 4 人に支給記録が有り、いずれも資格喪失後 5 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
日本年金機構から送付された「厚生年金加入記録のお知らせ」を見ると、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 41 万円と記録されていたので、47 万円に訂正するよう年金事務所に申し出たが、訂正されなかった。

給与明細書等は保管していないが、申立期間に標準報酬月額が減額することは考えられないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、A社から提出された申立人に係る賃金台帳を見ると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「賃金台帳記載のと通りの厚生年金保険料を控除し、保険料に見合った標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出た。基本給が下がることはないが、残業時間の増減等により給与総額が下がることはある。また、管理職になれば残業手当が無くなるので、実質的には給与額が下がることになる。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 6 日から 45 年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
私は、自身が経営するA社（個人事業所）を昭和 44 年 3 月 6 日にB社として法人化した但、同時に厚生年金保険に加入したはずである。
実際の事務手続は従業員に任せていたので、詳細については分からないが、法人化した時から加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記の記録を見ると、B社は昭和 44 年 3 月 6 日に設立されていること、及び申立人は同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人の主張と符合する。

しかし、A社において申立期間に被保険者記録の有る者 6 人に照会し 5 人から回答を得たが、社会保険の届出事務を担当していた者はおらず、申立人の主張どおりに厚生年金保険の届出が行われたこと及び保険料の控除をうかがわせる陳述は得られない。

また、年金事務所の事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和 47 年 5 月 29 日にB社に名称変更された旨記載されているところ、申立人の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格の取得に係る社会保険庁（当時）への進達が同年 6 月 6 日に行われていることが確認できることから、同年 5 月末頃に事業所名称の変更と併せて申立人の資格の取得に係る届出が社会保険事務所（当時）へ行われたと考えるのが自然である。

さらに、年金事務所の記録によると、申立人は、申立期間において、国民年

金に加入し、一部の期間について、保険料納付済期間及び申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 25 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①、及びB社で勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社でC職の仕事を、申立期間②は、B社でD職として仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、法人登記の記録から、A社は平成6年に破産廃止決定が確定していることが確認でき、元事業主も所在不明であるため、同事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚等3人は死亡又は所在不明のため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員12人に照会し、3人から回答を得たが、そのうちの1人は申立人を記憶しているものの、入職時期等については分からないとしており、他の2人は申立人を記憶していないことから、これらの者からも申立人の勤務実態等は確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、A社において昭和47年4月1日に資格を取得しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

申立期間②については、商業登記の記録及び申立人の所持する名刺から判断して、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、商業登記の記録から、B社は平成14年に解散していることが確認でき、元事業主も所在不明であるため、同社等から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は同僚の氏名及び連絡先を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 6 月 11 日まで
昭和 46 年 6 月 11 日にA社を退職した際、同社の人から社会保険事務所（当時）へ行くように言われ、脱退手当金の請求手続を行った。しかし、退職後1週間ほどでB県からC県へ転居したため、脱退手当金を受け取ることもなく、忘れていた。平成 20 年 5 月に社会保険事務所で年金記録の確認をした際、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを知ったが、受け取った記憶がない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求手続は行ったが、その後すぐにB県からC県へ転居したため、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和 46 年 7 月 10 日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかえぬ。

また、脱退手当金の支給決定日時点において請求者の住所が遠隔地であっても、隔地払により、請求者が希望する金融機関及び郵便局で脱退手当金を受領することが可能である上、隔地払で振り出した小切手が1年を経過してもなお支払が行われない場合は、脱退手当金の支給記録を取り消す取扱いになっていたところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録は取り消されていないことを踏まえると、申立人が支給決定日時点でB県を離れC県に居住していたとしても、脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とはいえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 16 日まで
A社B営業所に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もした覚えがないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されており、当該住所地に近い金融機関が脱退手当金の払渡し店として指定されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、脱退手当金裁定請求書の筆跡が自身のものとは異なる旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和45年3月19日に支給決定されている上、当該脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、同社B営業所の名称及び所在地のゴム印が押されており、前述のとおり脱退手当金の払渡し店が申立人の住所地に近い金融機関となっていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 5 日から同年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
戦後すぐにC職として入社し、退職する昭和 60 年 6 月まで継続して勤務していたのに、入社当初の申立期間の加入記録が無いことに納得がいかない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の社員調書及び申立人提出の社員必携から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況等については不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 20 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる者 15 人に照会したところ、7人から回答が有り、このうち6人が、申立人の入社月と同じ同年 9 月又はその翌月の同年 10 月に入社したが、当時は半月ないし 3 か月の試用期間があったとしていることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 8 日から 41 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。
しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 15 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が 30 万円又は 32 万円と記録されていることが分かった。
申立期間は A 社で B 業務従事者として勤務していたが、給与額は 70 万円ないし 80 万円程度であった。申立期間の一部に係る給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人から提出された平成 14 年 12 月分から 15 年 4 月分までの給与支払明細書を見ると、報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも、高額であることが確認できる上、当該給与支払明細書上の厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額の倍額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、上記期間以外の期間については、申立人から給与支払明細書が提出されておらず給与額及び保険料控除額が確認できないが、A 社の陳述内容及び申立人の給与振込口座への同社からの給与振込額より、事業主は、給与支払明細書が提出された期間とおおむね同額の給与を申立人に対して支払っていたことが確認できることから、同様に倍額の保険料が控除されてい

たことがうかがえる。

一方、申立人は、「申立期間当時、事業主分も併せて厚生年金保険料を負担していたことは知らなかった。」旨陳述しているものの、A社は、「申立人は、償却制（全部歩合制）の請負社員であり、社会保険については保険料を事業主分も含めて全額負担することを条件に加入させていた。そのことについて申立人に説明しており、同意していたはずである。」旨陳述している上、同社の元同僚は、「私は、社会保険料を事業主分も併せて負担することについて、会社から説明を受け同意した。申立人は、私と同じ雇用形態であったので、事業主分を併せて負担していることについて知っていたのではないかと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間の厚生年金保険料について、事業主負担分も含めて申立人の給与から控除しており、申立期間における被保険者負担分の厚生年金保険料額は、給与から控除されている厚生年金保険料額の2分の1の額であると認められ、この額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11749 (事案 9706 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月5日から26年1月1日まで

私は、昭和20年末又は21年頃から26年5月までA社に就労し、B営業所、C営業所及びD営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、24年4月1日から同年10月5日までの期間については被保険者期間とするようあっせんされたが、申立期間については年金記録の訂正が必要ではない旨の通知を受け取った。

上記通知を受け取った後に、B営業所で勤務していた同僚の名前及び複数の同僚の名字を思い出した。また、申立期間当時、名前を変えて就労する人も多くいたため、私も、当時同居していた父親又は兄の名前でA社に勤務していた可能性があるため、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、昭和24年4月1日から同年10月5日までの期間については年金記録の訂正が必要であるが、申立期間については、申立人提出の写真から、少なくとも25年春時点においてはB営業所で勤務していたものと推認されるものの、i) E管理事務所は、34年4月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚及び同管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に記録の有る同僚を抽出調査したところ、そのうちの2人は申立人を記憶しているとしているものの、申立人の在職期間は分からないとしており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月28日付けで年金記録の一部訂正が必

要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立期間にB営業所に勤務していたとする複数の同僚の名前を挙げているところ、そのうちの所在の判明した同僚は、「私は、昭和21年9月から30年8月までB営業所に勤務していた。申立人は申立期間も同営業所においてF業務をしていた。」旨陳述している。

しかしながら、申立期間における当該同僚のE管理事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和24年12月4日から25年7月13日までしかない上、同年9月26日から26年3月20日までは別の事業所における被保険者期間の記録が有り、21年9月から30年8月までB営業所に勤務していたとする同人の陳述と符合しない。

また、申立人が名前を挙げた上記以外の同僚5人のうち、1人は既に死亡しており、3人は所在が判明せず、1人は前述の被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、名前を変えて就労する人も多くいたため、自身も当時同居していた父又は兄の名前を使って勤務していた可能性がある。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿及びF組織がE管理事務所から移管を受けて保管する同管理事務所作成の被保険者台帳には、申立人の父及び兄の氏名は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年7月1日から31年4月1日まで
③ 昭和31年4月1日から32年4月1日まで
④ 昭和31年8月1日から同年9月1日まで
⑤ 昭和32年4月1日から34年8月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②、③、④及び⑤の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A社（現在は、D社）B部を退社して、すぐに、実地研修のため、C社に勤務していた。

申立期間②は、国家試験合格後、すぐに、A社のE氏から紹介を受け、F社（現在は、G社）にH業務従事者として勤務していた。

申立期間③は、資格取得に向けての費用調達のため、I社にH業務従事者として勤務していた。

申立期間④は、資格取得に向けての費用調達のため、I社に勤務中夏期休暇をもらい、K社に1か月だけH業務従事者として勤務していた。

申立期間⑤は、資格取得に向けての費用調達のため、J社（現在は、I社）にH業務従事者として勤務していた。

以上のとおり、各申立期間について、夫はそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたD社から提出された申立人に

係る人事記録には、昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで C 社において
実地研修を行っていた旨記載されていることから、申立人が申立期間に同事業
所で実地研修を行っていたことが確認できる。

しかしながら、C 社は、「申立期間当時、実地研修社員に給与を支給してい
たかどうか、また、厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。し
かし、当社が保有する健康保険厚生年金保険加入者名簿には申立人の記録が無
いため、申立人からは保険料を控除していない。」旨回答している。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時
に被保険者記録の有る同僚 10 人に照会し、5 人から回答が有ったものの、い
ずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確
認できない上、そのうちの 1 人は、「申立期間当時の実地研修社員は無給であ
り、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかったはずで
ある。」旨陳述している。

さらに、C 社に係る上記の被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保
険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間②について、G 社は、「申立人は、A 社から派遣された嘱託社員と
して昭和 30 年 7 月 4 日から 31 年 3 月 12 日まで当社で勤務していた。」旨回答
しており、また、申立人の妻から提出された申立期間当時の申立人の上司から
申立人の妻への手紙にも、「申立人は昭和 30 年 7 月から 31 年 3 月まで F 社に
勤務していた。」旨の記述があることから、申立人が申立期間に同事業所で勤
務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の申立人の上司は、申立人の申立期間における厚生年
金保険料の控除についてまでは分からない旨陳述している。

また、G 社は、「申立期間当時の賃金台帳等を保存していないため、申立人
の給与から保険料を控除していたかについては不明である。しかし、当時を知
る O B は、『申立期間当時は A 社から派遣されてきた嘱託社員は厚生年金保険
には加入させず保険料控除もしていなかった。』としており、厚生年金保険に
加入していない者から保険料を控除することはないので、申立人の当社におけ
る加入記録が無いのならば、保険料控除はしていないはずである。」旨陳述し
ている。

さらに、申立期間当時、A 社などから F 社に派遣された嘱託社員二人の厚
生年金保険への加入記録を調査したところ、いずれも加入記録が無く、同事業
所の上記の陳述と符合することから、申立期間当時、同事業所では A 社から派
遣された嘱託社員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

加えて、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時
に記録の有る 7 人に照会し、4 人から回答が有ったものの、申立人の申立期間
における保険料控除をうかがわせる陳述を得られない上、同名簿を見ると、申
立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記載内容に不自然

な点もうかがえない。

申立期間③について、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録の有る同僚7人に照会し、6人から回答があったところ、そのうち2人は、「期間までは分からないが、申立人がI社に勤務していたことを覚えている。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、I社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、上記の回答があった同僚6人のうち申立人を記憶していた2人は、「申立人はA社から派遣されてきたH業務従事者だった。」旨陳述している上、D社から提出された申立人に係る人事記録にも申立人は申立期間を含む昭和30年6月23日から36年5月31日までA社に在籍していたことが確認できることから、申立人はI社の正社員ではなかったことが推認できる。

さらに、上記の回答があった同僚6人のうち5人は、「I社ではA社から派遣されてきたH業務従事者を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」旨陳述している上、そのうちの1人は、申立人と同様にA社からI社に派遣されてきたH業務従事者の氏名を記憶していたことから、同人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録を調査したが、当該記録は見当たらない。

加えて、I社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間④について、申立人が勤務していたとするK社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は死亡していることから、事業主及び同僚の氏名は不明のため、これらの者から、申立人のK社における勤務実態及び保険料控除の状況等について確認することができない。

なお、申立人の妻は、「夫は、I社に勤務中、夏に1か月の休暇をもらい、K社で勤務していた。」旨陳述しているところ、厚生年金保険法第12条において、2か月以内の期間を定めて使用される臨時雇用者は厚生年金保険の被保険者としないと定められていることから、申立人は厚生年金保険の被保険者となる資格を有していなかったものと考えられる。

申立期間⑤について、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録の有る同僚10人に照会し、7人から回答があったところ、そのうち6人は、「期間までは分からないが、申立人がJ社に勤務していたことを覚えている。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、J社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年2月1日であり、申立期間のうち同日までの期間は適用事業所となっていない。

また、i) J社は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。申立期間に勤務していたとしても、厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間に保険料を控除していたとは考え難い。また、正社員であれば適用事業所となった時点で厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずであり、被保険者記録が無いのであれば申立人は正社員ではなかった可能性がある。」旨陳述していること、ii) 上記回答の有った申立人を記憶している同僚6人のうち2人は、「申立人はA社から派遣されてきたH業務従事者だった。」旨陳述していること、iii) D社から提出された申立人に係る人事記録にも申立人は、申立期間を含む昭和30年6月23日から36年5月31日までA社に在籍していたことが確認できることから、申立人はJ社の正社員ではなかったことが推認できる。

さらに、J社及び上記回答の有った申立人を記憶している同僚6人のうち3人は、いずれも、「申立期間当時、J社ではA社から派遣されてきたH業務従事者を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」旨陳述している上、そのうち1人は、申立人と同様にA社からJ社に派遣されてきたH業務従事者の氏名を記憶していたことから、同人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録を調査したが、当該記録は見当たらない。

加えて、J社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から28年5月1日まで
② 昭和28年10月3日から29年3月18日まで
③ 昭和32年9月7日から35年3月10日まで
④ 昭和35年3月12日から36年6月30日まで

年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、当時は、脱退手当金についての知識などないので、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間③及び④における厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和37年10月19日に重複整理の手続がとられ、申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記号番号に統合されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金が同年12月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間③及び④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 9 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間の最終事業所であるB社の所在地を管轄するC年金事務所には、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、当該脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印がされているほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年2月9日に受付受理され、同年4月6日に支給決定されている上、脱退手当金の支給方法は、当時の申立人の住所地に近いD銀行E支店（当時）への隔地払（通知払）と記載されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、B社を退職した約2か月後の昭和45年2月19日に旧姓から新姓に氏名が変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年4月6日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味す

る「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月5日から28年3月31日まで
② 昭和30年4月1日から32年8月21日まで
③ 昭和32年9月1日から36年2月26日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務していた期間（申立期間①、②及び③）に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給決定日に近接する昭和36年3月22日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「36. 3. 22 回答済」という押印が確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、同事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年4月20日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間①、②及び③と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで
② 昭和 30 年 1 月から 31 年 9 月 25 日まで

年金事務所の記録では、私がA社（現在は、B社）に勤務した期間（申立期間①）及びC社に勤務していた期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社でE業務等に従事していたと申し立てているところ、申立人が陳述する同社での業務内容等は、詳細かつ具体性があり、不自然さは見られない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間後の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人が述べている業務内容は、私がA社で従事していた業務と同一である。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る前述の被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、同社が適用事業所となった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれの同僚も申立人のことは記憶しておらず、うち一人は、「私は、昭和 29 年 4 月頃にA社に正社員として入社したが、同社が厚生年金保険に加入する前の給与から厚生年金保険料等が控除されていたかどうかは、全く記憶がない。」旨陳述している。

さらに、B社は、「A社の名称は聞いたことがある程度で、資料も残存しておらず、申立期間当時の事情は不明である。」旨陳述しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、昭和35年及び38年の住宅地図を見ると、申立人が陳述するC社の所在地に、「C」及び「C社」の表示が確認できること等から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、年金事務所の記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所となったことは確認できない。

また、C社は現存していない上、申立人が名前を挙げた二人の同僚及び同事業所の事業主は、所在不明のため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

なお、申立人は、「C社に勤務していた期間中に病気になり、近くの病院で、当時としては高価な薬で治療してもらったが、その時に健康保険被保険者証を利用していると思うので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」旨主張しているものの、当該医療機関に確認しても診療録等、受診の事実及び健康保険の利用状況を確認できる資料は残存していない上、申立人も診療時の自己負担額及び健康保険被保険者証の形状等を記憶しておらず、申立人が利用したとする健康保険の種類等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年10月1日まで
私は、昭和20年4月1日から22年10月1日までA社B営業所に勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社史によると、同社は、終戦と同時に業務を中止し、昭和20年9月末日までに全従業員を解雇した旨の記載が確認できるところ、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社B営業所に係る資格喪失日と同日の同年10月1日付けで多数の被保険者が資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「C部門の担当だった。」旨陳述しているが、申立期間における同僚等に関する記憶を有していない上、A社B営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社B営業所での在籍が確認でき、C部門の担当であったとしている同僚は、「申立期間前に申立人がC部門で勤務していたことは覚えているが、申立人と終戦後の会社による整理解雇後に一緒に働いた記憶はない。」旨陳述しており、別のC部門担当の同僚も、「申立人のことは覚えていない。」旨陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料及び書類は残っていないため、申立人の在籍及び保険料控除については分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、

オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 11 日から 43 年 3 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 8 月 11 日から 43 年 3 月 1 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、A 社が B 社（現在は、C 社）となった昭和 43 年 3 月 1 日までの期間も、継続して A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、A 社は、同事業所に係る前述の被保険者名簿から、昭和 42 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるとともに、申立人が申立期間後に勤務した B 社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となることが確認でき、いずれの事業所も申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A 社が適用事業所ではなくなった日に資格を喪失し、B 社が適用事業所となった日に資格を取得している複数の元同僚についても、申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られる。

さらに、A 社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、A 社に係る前述の被保険者名簿を見ると、昭和 42 年 8 月 11 日付け

で同事業所が適用事業所ではなくなった旨（以下「全喪」という。）の届出が、同年8月30日に社会保険事務所（当時）で受付されたことが確認できる上、申立人を含む全喪日と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者全員の備考欄には、当該届出の受付日を示す「42.8.30」の記載及び健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の、あるいは健康保険被保険者証を返納できなかったことを示す「証回収不能届添付」のいずれかの表示が確認でき、同名簿の記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 11 日から 43 年 3 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 8 月 11 日から 43 年 3 月 1 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、A 社が B 社（現在は、C 社）となった昭和 43 年 3 月 1 日までの期間も、継続して A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、A 社は、同事業所に係る前述の被保険者名簿から、昭和 42 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるとともに、申立人が申立期間後に勤務した B 社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となることが確認でき、いずれの事業所も申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A 社が適用事業所ではなくなった日に資格を喪失し、B 社が適用事業所となった日に資格を取得している複数の元同僚についても、申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られる。

さらに、A 社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、A 社に係る前述の被保険者名簿を見ると、昭和 42 年 8 月 11 日付け

で同事業所が適用事業所ではなくなった旨（以下「全喪」という。）の届出が、同年8月30日に社会保険事務所（当時）で受付されたことが確認できる上、申立人を含む全喪日と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者全員の備考欄には、当該届出の受付日を示す「42.8.30」の記載及び健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の、あるいは健康保険被保険者証を返納できなかったことを示す「証回収不能届添付」のいずれかの表示が確認でき、同名簿の記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 11 月 14 日まで
脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社での申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿を見ると、同事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失後の昭和 41 年 7 月 11 日付けで、申立人の氏名が婚姻後の名字に変更されていることが確認できること、申立期間に係る脱退手当金が同年 7 月 26 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月頃から 39 年 11 月頃まで
年金事務所の記録では、A社に勤務した昭和 37 年 1 月頃から 39 年 11 月頃までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時のA社は、B社の下請事業者として、C業務に関わっていた。」旨陳述していることから、D市内のC業務を管轄するD市役所及びB社E支店に照会したものの、いずれも「A社に該当する事業所は確認できない。」旨回答している上、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同事業所及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金料保険料の控除の状況等を確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年10月10日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、同社に正社員として勤務し、B業務を行っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶する複数の同僚の氏名が確認できる上、当該同僚のうち二人は、「申立人のことを知っている。」旨回答していることから、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和27年7月1日（以下「新適日」という。）から28年10月末までの期間に被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が判明した者のうち、10人を抽出して照会を行い、7人から回答が得られたものの、前述の2人を除く5人は、「申立人のことを知らない。」旨回答している上、前述の2人も、「申立人の在籍時期及び期間は覚えていない。」旨回答している。

また、A社に係る前述の被保険者名簿により、新適日から約7か月後の昭和28年2月14日に被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私は、昭和27年4月から28年5月頃までA社に勤務した。同社での私の被保険者期間は、同年2月14日から同年5月8日までの3か月となっているが、同社を退職後に失業保険を受給したので、6か月以上勤務していたはずである。」旨回答していることから、同社では、新適日以降も必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和31年11月10日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から25年11月1日まで

私は、昭和24年4月から32年4月末までA社（昭和29年1月5日にB社に組織変更。現在は、C社）に継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和28年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、A社及び同事業所が法人化後のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社が適用事業所となった昭和28年1月1日から30年12月末までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員24人（申立人を除く）のうち、所在が判明した者に照会したものの、申立人のことを記憶しているとする3人は、「私は、申立期間より後に当該事業所に入社した。」旨陳述しているほか、C社は、「申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、当時の資料等も残存しない。」旨回答しているため、同社及び同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、オンライン記録から、前述の元従業員24人のうち4人は、D社又はE社での厚生年金保険被保険者資格を取得（うち2人は、両事業所での被保険者資格を取得。）していることが確認できるものの、うち3人は、申立人と

同様に、厚生年金保険の未加入（中抜け）期間が有る上、当該5人全員が所在不明であるため、両事業所での厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、F公文書館に保管されている進駐軍施設に勤務する労働者の在籍記録及び厚生年金保険記録に係る資料を調査したものの、申立人の申立期間に係る在籍記録等を確認することはできなかった上、申立人のことを記憶しているとする前述の3人のうち2人は、「A社の従業員が進駐軍施設での厚生年金保険被保険者資格を取得している事情等は分からない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。